



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則…………… 3
- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則…………… 5
- 市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程…………… 6
- 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程…………… 7
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 12
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 12
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 16
- 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 21
- 沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令…………… 21
- 沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 22
- 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令…………… 23

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 23
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 24

監査委員事項

- 沖縄県監査委員監査基準…………… 24
- 沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示…………… 28
- 沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示…………… 29
- 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示…………… 29
- 沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程…………… 29
- 沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程…………… 30
- 沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 30

人事委員会事項

- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住宅手当に関する規則…………… 30
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 33
- 給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 34
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 35
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 35
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 36
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 36
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則…………… 37
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 38

○ 沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程……………38
 ○ 沖縄県人事委員会会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程……………39

教育委員会事項

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1国頭学区の部中「恩納村立安富祖及び恩納中学校」を「恩納村立安富祖及び恩納小学校」に、「恩納村立喜瀬武原中学校」を「恩納村立喜瀬武原小学校」に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1国頭学区の部中「恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校」を「恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校」に改め、同表中頭学区の部中「恩納村立仲泊及び山田中学校」を「恩納村立仲泊及び山田小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項中「学力向上推進室」を「幼児教育班 学力向上推進室」に改め、同表保健体育課の項中「学校安全・給食班 全国高校総体推進室」を「学校安全・給食班」に改める。

第7条第1号中「次条第6号」を「次条第8号」に改める。

第8条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 幼児教育に係る教諭等の研修に関すること。

(5) 幼児教育の助言に関すること。

第17条の表保健体育課の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

2 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「、学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長」を「及び学力向上推進室長」に改める。

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 施設、設備の管理に関する事。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関する事。
- (5) 他班の所掌に属さない事務に関する事。

第2条に次の6項を加える。

3 教科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。次号において同じ。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る教職員の研修に関する事。
- (2) 各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る調査研究及びその成果に関する事。
- (3) へき地教育に関する事。
- (4) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関する事。
- (5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。

4 教育経営研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育経営に係る教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教育経営に係る調査研究及びその成果に関する事。
- (3) 特別活動、進路指導、教育相談及び経営等に関する事。
- (4) 初任者研修、教職経験者研修及び教務主任研修に関する事。
- (5) 幼児教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関する事。
- (6) 健康教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関する事。
- (7) 教育相談（特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (8) 沖縄県適応指導教室に関する事。
- (9) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。

5 理科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理科、家庭及び技術・家庭の教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 理科、家庭及び技術・家庭教育に関する調査研究及びその成果に関する事。
- (3) 理科、家庭及び技術・家庭教育に関する資料の収集、整理、保存及び提供に関する事。
- (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。
- (5) その他理科、家庭及び技術・家庭教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

6 特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別支援教育に係る専門的、技術的事項の調査研究及びその成果に関する事。
- (2) 特別支援教育に係る教育関係職員の研修に関する事。
- (3) 特別支援教育に係る教育相談、就学、助言及び援助に関する事。
- (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。
- (5) 特別支援教育に係る資料の収集、整理、保存及び提供に関する事。
- (6) その他特別支援教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

7 産業教育班（産業技術教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 産業教育に係る生徒の先端技術等の実習に関する事。
- (2) 産業教育に係る教育関係職員の先端技術等の研修に関する事。
- (3) 産業教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及びその成果に関する事。
- (4) 産業教育に関する資料の収集、整理、保存及び提供に関する事。
- (5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。
- (6) その他産業教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

8 I T教育班（I T教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) I T教育（情報通信技術を活用することができるようにするための教育をいう。以下同じ。）及び情報通信技術を活用した国際交流に係る教育関係職員の研修に関する事。
- (2) I T教育及び情報通信技術を活用した国際交流に係る児童・生徒の実習に関する事。
- (3) I T教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。
- (4) 教育用コンテンツの作成、収集、保存及び提供に関する事。
- (5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。
- (6) 沖縄県教育情報ネットワークの運用支援に関する事。
- (7) その他I T教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

第3条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 施設設備の管理に関する事。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関する事。
- (5) 図書館協議会に関する事。
- (6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。

第3条に次の2項を加える。

3 資料班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集に関する事。
- (2) 図書館資料の分類、配列、保全及び目録の整備に関する事。
- (3) 図書館資料の統計に関する事。

4 奉仕班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。
- (2) 読書相談並びに参考資料の紹介及び提供に関する事。
- (3) 図書館利用の統計に関する事。

第4条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 施設設備の管理に関する事。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関する事。
- (5) 発掘調査に要する会計年度任用職員の任用に関する事。
- (6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。

第4条に次の1項を加える。

3 調査班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関する事。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関する事。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関する事。
- (4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関する事。
- (5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関する事。
- (6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関する事。

(7) 史跡整備に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「倒産など」を「倒産等」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者

第2条第2項第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第3条第2号中「中途退学し、再び高等学校に再入学する場合、国の支援制度より補助事業」を「退学した後に再び高等学校に入学する場合において、国及び県が行う支援」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 高等学校（専攻科に限る。）に在学する生徒であって、その修学について国及び県が行う支援の対象となった者

第4条第1号中「なつた」を「なった」に改める。

第7条第1項中「保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。

以下同じ。）」を「保護者等」に改め、同項ただし書中「第2条第2項第1号又は第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第2項第5号」を「第2条第2項第2号」に、「第1号及び第2号」を「第1号及び第2号」に改め、同条第2項中「第2条第2項第2号、第3号又は第6号のいずれか」を「第2条第2項第1号及び第3号」に改める。

第8条第1項中「行つた」を「行った」に改め、同条第3項中「第2条第2項第1号、第4号又は第5号」を「第2条第2項第2号」に改める。

第12条中「該当しなくなつた」を「該当しなくなった」に改める。

第13条第1項第1号中「なつた」を「なった」に改め、同項第2号中「受験しなかつた」を「受験しなかつた」に改め、同条第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

第15条第1項中「在籍」を「在学」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則（昭和51年沖縄県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第7号**市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤講師の派遣に関する規則

第1条中「学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）」を「非常勤講師」に改める。

第3条中「（以下「県教育長」という。）」を削る。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（身分等）」に改め、同条第1項中「法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）」に改め、同条第2項中「県教育委員会職員と派遣先市町村教育委員会職員の身分とを併せ有するもの」を「派遣先市町村教育委員会の職員の身分を併せ有するものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当は、県の負担」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「及び通勤費用相当額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる」を「勤務条件等は、県教育委員会が別に定める規程によるものとする」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（人事評価）

第7条 非常勤講師の地方公務員法第23条の2第1項に規定する人事評価は、沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第6号）の適用を受ける職員の例により行うものとする。

第9条を第8条とする。

第10条を削る。

第11条中「県教育長」を「沖縄県教育委員会教育長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職）

第2条 条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 外国語指導助手
- (3) スクールカウンセラー
- (4) スクールカウンセラーに準ずる者
- (5) スクールソーシャルワーカー

(6) スクールソーシャルワーカーに準ずる者

(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)

第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級
離島児童生徒支援センター生活指導員	行政職給料表	1級
保健指導員	医療職給料表(3)	2級
情報処理教育指導員	行政職給料表	2級
県立高等学校就職支援員	行政職給料表	2級
特別支援教育支援員	行政職給料表	1級
適応指導教室指導員	行政職給料表	1級
特別支援学校看護師	医療職給料表(3)	2級
幼児教育アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
小中アシスト相談員	教育職給料表(3)	2級
学校運営アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
部活動指導員（沖縄県立高等学校に勤務する者に限る。）	教育職給料表(2)	2級
部活動指導員（沖縄県立中学校に勤務する者に限る。）	教育職給料表(3)	2級
親子電話相談員	行政職給料表	2級
図書館活動奉仕員	行政職給料表	1級
図書館情報処理員	行政職給料表	1級
沖縄県生涯学習コーディネーター	行政職給料表	2級
家庭教育支援リーダー	行政職給料表	1級
埋蔵文化財資料整理員	行政職給料表	1級
史跡・埋蔵文化財調査員	行政職給料表	2級
文化財調査員	行政職給料表	1級
史料編集業務員	行政職給料表	2級

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、外国語指導助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であって、沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用期間)

第2条 外国語指導助手の任用期間は、任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(任用手続)

第3条 外国語指導助手の任用は、教育庁県立学校教育課長が、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）第3条第1項に規定する任用通知書を交付して行うものとする。

2 外国語指導助手を任用しようとするときは、任用しようとする者から次に掲げる書類を徴しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 雇入時間診票
- (3) その他必要な書類

(会計年度任用職員台帳の整備)

第4条 教育庁県立学校教育課長は、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程第4条に規定する会計年度任用職員台帳を備え付けて、外国語指導助手の状況を常に明確にしておかなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務すべき日は、教育庁県立学校教育課長、県立学校の校長又は県立総合教育センター所長（以下「所属長」という。）が定める。

(休憩時間)

第6条 外国語指導助手の休憩時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(育児又は介護を行う外国語指導助手の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う外国語指導助手の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(年次休暇)

第8条 外国語指導助手に対しては、1年について20日の年次休暇を与えるものとする。

- 2 前項に規定する1年は、任用された日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）とする。
- 3 年次休暇は、外国語指導助手の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 4 第1項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、その年に受けなかった日数がある場合は、付与された日から起算して2年を経過するまでの間は繰り越すことができる。
- 5 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、外国語指導助手から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。

(年次休暇以外の有給休暇)

第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認め

られる場合 必要と認める期間

- (4) 地震、水害、火災その他の災害により外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
- (5) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (6) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (7) 外国語指導助手の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (8) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
- (10) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (12) 外国語指導助手が在留資格の手続等の必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
(無給休暇)

第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性の外国語指導助手が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、外国語指導助手と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う外国語指導助手が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同

じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(6) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、外国語指導助手の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所属長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(7) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該外国語指導助手について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

ウ 沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(8) 女性の外国語指導助手が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

(10) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間

(11) 女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(12) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）

(2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員

の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)の時間)

(報告)

第11条 教育庁県立学校教育課長は、外国語指導助手を任用したときは、外国語指導助手の任用状況を翌年度の4月30日までに、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程第12条に規定する会計年度任用職員任用報告書により、教育長に報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者が引き続きこの訓令による外国語指導助手として任用される場合は、この訓令の施行の日前に任用されていた職(以下「従前の職」という。)に採用された日をこの訓令により任用された日とみなして、第8条の規定を適用するものとする。

3 前項の規定の適用を受ける外国語指導助手が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、第8条の規定により与えられた年次休暇とみなし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。

4 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者がこの訓令により外国語指導助手として任用される場合は、従前の職に採用された日からこの訓令により任用されたものとみなして、第10条第1項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

別表 (第9条関係)

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日(外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第1条の2第2号中「、学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長」を「及び学力向上推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第5号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「代わつて」を「代わって」に改め、同条第6号中「第53条第5項」の次に「、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第48条第5項及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第29条第6項」を加える。

第3条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同項ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項中「職員」を「事務職員」に改める。

第4条第1項中「原議」を「決裁を受けた起案文書（以下「決裁済原議」という。）」に、「照合」を「審査」に改め、同条第2項中「照合に当たつて」を「審査に当たつて」に改める。

第5条ただし書を削る。

第6条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「ていねい」を「丁寧」に改める。

第7条第1項中「黒インクを用い、当用漢字表、当用漢字音訓表、当用漢字字体表、現代かなづかい及び送り仮名の付け方」を「常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）等」に改める。

第8条第2項中「払つて」を「払って」に改める。

第9条第1項中「当たつて」を「当たって」に改める。

第10条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同項ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項第2号中「処理促進」を「処理及び促進」に改める。

第12条ただし書を削る。

第13条中「の各号」を削り、同条第1号ただし書中「かえて」を「代えて」に改める。

第14条中「の各号」を削り、同条第1号中「あて」を「宛て」に改め、同条第2号中「校長あて」を「校長宛て」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3号中「手続き」を「手続」に、「あつては」を「あつては」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第2号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第16条第1項第1号中「あつて」を「あつて」に、「秘さなければ」を「秘密にしなければ」に改め、同項第2号中「ものであつて」を「秘密であつて」に、「秘さなければ」を「秘密にしなければ」に改め、同条第4項中「、回議書にあつては特別取扱欄に、その他の文書にあつてはその右上部に朱書で表示」を「当該秘密文書の右上部に明記」に改める。

第19条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第21条第1項中「よつて」を「よつて」に改め、「の各号」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 電報案は、特に簡易を旨とし、案文に振り仮名をつけ、余白に総字数、種類及び指定その他必要事項を記入すること。

第21項第1項第5号を削り、同条第2項中「收受文書のうち」を「第2項の規定にかかわらず、收受文書のうち」に、「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 文書の起案は、起案用紙甲（第5号様式）、起案用紙甲の2（第5号様式の2）及び起案用紙乙（第6号様式）を用いなければならない。この場合において、第2枚目以後に使用する用紙については、継続用紙に代えて他の用紙を用いることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業証明、在学証明その他の証明に関する事案の処理は、証明書等交付申請書（第7号様式）を用いることができる。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 発送種別 郵便、ファクシミリ、電子メール等

第23条第2号から第6号までを削り、同条第7号中「もつて」を「もって」に改め、同号を同条第2号とし、同条第8号を同条第3号とする。

第24条第3項を削る。

第27条中「決裁者の」を「決裁権者の」に改める。

第30条中「決裁を終わつた起案文書（以下「原議」という。）」を「決裁済原議」に改める。

第31条第2項中「新たに事態」を「新たな事態」に、「原議」を「決裁済原議」に改める。

第32条中「施行する文書を浄書する」を「文書の」に、「日本工業規格A4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第35条第1項中「原議」を「決裁済原議」に改め、同条第2項中「契約」を「契印」に、「原議のあて先」を「決裁済原議の宛先」に、「もつて」を「用いて」に改める。

第36条第4項及び第5項中「原議」を「起案用紙」に改める。

第39条第1項中「保存期間は」の次に「、法令に特別の定めがあるもののほか」を加え、「11年以上」を「20年」に改め、同条第2項中「完結した年の翌年の4月1日」を「処理完結の日の属する年度の翌年度の初日」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「変更」を「延長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる文書は、保存期間又は延長した保存期間が満了する日後においても、当該各号に定める期間が経過するまでの間は廃棄してはならない。

(1) 現に、監査、検査等の対象になっている文書 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第6条第1項に規定する開示請求があつた文書

同条例第11条第1項又は第2項に規定する開示決定又は不開示決定があつた日の翌日から起算して1年間

第41条第5項中「でもつて」を「を用いて」に改める。

第47条中「知つておく」を「知っておく」に改める。

別表第2の4の項及び別表第3の4の項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（文書件名簿）（第13条関係）

文書件名簿

件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
収受・施行	・		第 号
処理経過	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	1 別件文書件名簿使用 2 完結（ 月 日）		
件名			文書番号

			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
收受・施行	・		第 号
処理経過	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)			
件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
收受・施行	・		第 号
処理経過	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)			
件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
收受・施行	・		第 号
処理経過	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)			

第2号様式 (親展文書件名簿) (第13条関係)

親展文書件名簿

件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
收受・施行	・		第 号
処理経過	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)			

件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
収受・施行	・		第 号
処理経過	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)		
件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
収受・施行	・		第 号
処理経過	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)		
件名			文書番号
			担当者名
処理区分	月 日	発信者名又は宛先	来信記号番号
収受・施行	・		第 号
処理経過	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	収受・施行	・	第 号
	1 別件文書件名簿使用 2 完結 (月 日)		

第4号様式注を削る。

第8号様式を削る。

第7号様式注を削り、同様式を第8号様式とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（証明書等交付申請書）（第21条関係）

証明書等交付申請書

年 月 日

沖縄県立 学校長 殿

下記のとおり証明書の交付を申請します。

申請者
住所
氏名
連絡先

— —

証明を受ける人 在學生 卒業生

フリガナ 氏名	課程又は学部	
	学科・コース	
生年月日	卒業（見込）年月	
氏名の英字表記	卒業時の在籍学級	

必要な証明書

在学証明書	卒業見込証明書	卒業証明書	調査書	成績証明書	推薦書	証明書1	証明書2	証明書3	証明書4	その他 ()
通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通

使用目的

学校使用欄

収受印

年 月 日

上記のとおり申請がありますので、交付してよいでしょうか。

決裁印

決裁	回議	起案

公印

注 証明書1から証明書4までの各欄は、学校で発行する証明書等の名称に書き換えて使用することができる。

第10号様式注を削る。

第13号様式注を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程

本則（第1条、第6条及び第7条を除く。）中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（外国語指導助手を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第4条までを削る。

第5条第2項を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任用手続）

第3条 会計年度任用職員の任用は、教育庁総務課長、教育庁教育事務所の所長、沖縄県立埋蔵文化財センターの所長又は県立学校の校長（次条及び第12条において「総務課長等」という。）が、任用通知書（第1号様式）を交付して行うものとする。

2 会計年度任用職員を任用しようとするときは、任用しようとする者から次に掲げる書類を徴しなければならない。

(1) 履歴書（写真を貼付すること。）

(2) 雇入時間診票

(3) その他必要な書類

第6条を削る。

第7条の見出し中「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に改め、同条中「教育庁総務課長、沖縄県立埋蔵文化財センターの所長又は県立学校の校長」を「総務課長等」に、「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に、「非常勤職員の」を「会計年度任用職員の」に改め、同条を第4条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。第11条第1項第12号において同じ。）外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（職務の性質上その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する職員の裁量に委ねる必要があるため、当該職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し所属長が具体的な指示をすることが困難な場合として教育長が定める場合に限る。）は、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。

第12条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

（休憩時間）

第6条 会計年度任用職員の休憩時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

（年次休暇）

第8条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の適用を受ける職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して2月間継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

(1) 採用日から2月経過日（採用日から起算して2月を超えて継続勤務する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日までの期間において出勤した日数に、2月経過日から6月経過日（採用日から起算して6月を超えて継続勤務する日をいう。次号において同じ。）の前日までの期間における全勤務日（所属長が定める勤務すべき日をいう。次号及び次項において同じ。）の日数を加えた日数

(2) 採用日から6月経過日の前日までの期間における全勤務日の日数

2 採用日から起算して1年2月以上継続勤務し、かつ、2月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日（以下「基準日」という。）の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、2月経過日から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことが

できる。

- 4 他の任命権者に任用されていた会計年度任用職員が教育委員会が任命する会計年度任用の職に新たに採用された場合は、その採用された日を採用日として、前3項の規定を適用するものとする。
- 5 年次休暇は、会計年度任用職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。
- 7 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第9条 教育委員会が任命する職（会計年度任用職員の職を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、採用日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日を採用日として、前条の規定を適用するものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、前条の規定により与えられた年次休暇とみなす。ただし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、同条第3項の規定にかかわらず、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、前条第2項の規定により与えられる年次休暇の日数に前項ただし書の規定により受けることができるとされた日数を加えて得た日数は、40日を超えないものとする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員のうち、従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇の日数が別表第1の規定を適用した場合に与えられるべき年次休暇の日数に満たないものには、採用日にその満たない年次休暇の日数を与えるものとする。

第13条及び第14条を削る。

第15条の見出し中「年次有給休暇」を「年次休暇」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2号中「その他の」を「その他」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
第15条第8号中「別表第3死亡した者の欄に掲げる」を「別表第2の左欄に掲げる死亡した者の」に、「同表日数欄」を「同表の右欄」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第10条とする。
- (9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間

第16条第1項第3号中「生児」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」に改め、同項第4号中「並びに民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者」を削り、同項第5号中「イ、」を削り、同号ア中「父母、子（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。以下この号において同じ。) 、父母、子」に改め、同項第6号中「指定する期間(以下)」を「所属長が指定する期間(以下この号及び次号において)」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イ中「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」を「教育委員会が任命する職」に改め、同号ウ中「特定職」を「教育委員会が任命する職」に改め、同項第7号中「について1日につき定められた」を「について、1日につき所属長の定める」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イを次のように改める。

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

第16条第1項第7号ウ中「特定職」を「教育委員会が任命する職」に改め、同項第12号中「(昭和40年法律第141号)」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(2) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

第16条第1項に次の1号を加える。

(4) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第16条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会が任命する職(会計年度任用職員を除く。)にあつた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

第16条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報告)

第12条 総務課長等は、会計年度任用職員を任用したときは、会計年度任用職員の任用状況を翌年度の4月30日までに、会計年度任用職員任用報告書(第3号様式)により、教育長に報告しなければならない。

第17条から第19条までを削り、第20条を第13条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間						
		2月	1年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の左欄に掲げる1

週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。

- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

別表第2 (第10条関係)

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。
別表第3を削る。

第1号様式中「第6条関係」を「第3条関係」に改め、「職給料表 号給を給する。」を

「(日・時間・月)額 円」に改める。

第2号様式中「第7条関係」を「第4条関係」に、「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に、「時給」を「(日・時間・月)額」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第12条関係)

会計年度任用職員任用報告書

所属所	氏名	年齢	最終 学歴	任用期間	職の名称	任用 回数	備考

第1条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「職務内容は」の次に「、同表の」を加え、同条の表離島児童生徒支援センター生活指導員の項の次に次のように加える。

保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務

第3条の表適応指導教室指導員の項の次に次のように加える。

特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校の特定の児童等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
外国語指導助手	沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務
スクールカウンセラー	公認心理師等による児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務
スクールカウンセラーに準ずる者	児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務

第3条の表スクールソーシャルワーカーの項中「問題」を「社会福祉士等による問題」に改め、同項の次に次のように加え、同条を第2条とする。

スクールソーシャルワーカーに準ずる者	問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務
幼児教育アドバイザー	幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（スクールカウンセラー等設置規程等の廃止）

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）
- (2) 特別支援学校嘱託看護師設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第8号）
- (3) 保健指導員設置規程（平成22年沖縄県教育委員会訓令第2号）
- (4) 学校保健技師設置規程（平成25年沖縄県教育委員会訓令第5号）
- (5) 沖縄県立学校非常勤講師設置規程（平成26年沖縄県教育委員会訓令第2号）
- (6) 特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程（平成30年沖縄県教育委員会訓令第3号）

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第14号ただし書中「の職員」の次に「及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条第13号中「、任期付採用及び非常勤職員の任免」を「及び任期付採用」に改め、同条中第33号を第34号とし、第14号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(4) 教育庁本庁、沖縄県立総合教育センター、沖縄県立図書館及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。）の任免に関すること。

第10条第19号中「、任期付採用及び非常勤職員（賃金職員を除く。）の任免」を「及び任期付採用」に改める。

第11条に次の1号を加える。

(6) 会計年度任用職員（外国語指導助手に限る。）の任免に関すること。

第15条第4号を削る。

第16条中「技術調整監」の次に「、県立学校人事管理監及び小中学校人事管理監」を加える。

第16条の2の見出し中「教育長決裁事項及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「伝染病予防」を「感染症の予防」に改め、同項第2号中「職員」を「県立学校職員」に改める。

第3条の2第1項第3号中「、任期付採用及び非常勤職員（一般職非常勤職員を除く。）」を「及び任期付採用並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5項第1号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 教育長は、会計年度任用職員の任免に関することを沖縄県立埋蔵文化財センターの所長に専決させる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部安里交番の項中「字松川、字大道」を「字大道、長田1丁目の一部、字松川、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、字寄宮、寄宮2丁目、寄宮3丁目」に改め、同部三原交番の項を削り、同部与儀交番の項中「寄宮1丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、樋川1丁目の一部、樋川2丁目、楚辺2丁目の一部、壺屋2丁目」を「楚辺2丁目の一部、樋川1丁目の一部、樋川2丁目、壺屋2丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、寄宮1丁目」に改め、同表沖縄警察署の部中之町交番の項中「園田一丁目、園田二丁目、園田三丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、久保田三丁目、字諸見里、諸見里一丁目、諸見里

二丁目、諸見里三丁目」を「字諸見里、諸見里一丁目、諸見里二丁目、諸見里三丁目、山内一丁目、山内二丁目、山内三丁目、山内四丁目、山里一丁目、山里二丁目、山里三丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、久保田三丁目、園田一丁目、園田二丁目、園田三丁目、南桃原一丁目、南桃原二丁目、南桃原三丁目、南桃原四丁目」に改め、同部桃原交番の項を削り、同部北谷交番の項中「字上勢頭、字北谷、字大村、字吉原、字桃原、字桑江、字下勢頭、字伊平、字玉上」を「字伊平、字大村、字上勢頭、字桑江、字下勢頭、字砂辺、字玉上、字北谷、字浜川、字吉原、字桃原」に改め、同部砂辺駐在所の項を削り、同表うるま警察署の部赤道交番の項中「字宮里、字赤道、字江洲、字高江洲、字前原、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、字仲嶺」を「字赤道、字江洲、字宮里、字仲嶺、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、字川田、字塩屋、字豊原、字高江洲、字前原、字州崎」に改め、同部川田駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第9号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「235人」を「243人」に改め、同条第2号中「58人」を「52人」に改め、同条第3号中「8人」を「6人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第1号

沖縄県監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一幸

沖縄県監査委員監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 監査等の一般的事項に関する基準（第2条—第9条）
- 第3章 監査等の実施に関する基準（第10条—第17条）
- 第4章 監査等の報告に関する基準（第18条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 監査等の一般的事項に関する基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等に

ついて、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

3 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準にのっとり行うもの(以下「監査等」という。)は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査(法第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査(法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。) 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政的援助団体等監査(法第199条第7項に規定する監査をいう。以下同じ。) 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査(法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。) 決算その他関係書類が、法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(5) 現金出納検査(法第235条の2第1項に規定する検査をいう。以下同じ。) 知事、会計管理者及び公営企業管理者の現金の出納事務が、正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用状況審査(法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。) 基金の運用の状況を示す書類の計数が、正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(8) 内部統制に関する評価報告書審査(法第150条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。) 知事が作成した内部統制に関する評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 財務監査は、法第199条第4項に規定する定期監査又は同条第5項に規定する随時監査として実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)は、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(守秘義務)

第6条 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門性)

第7条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積

を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するとともに、その事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項について、報告書等を作成し、保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査、検査、審査その他の行為において入手した情報が外部に流出しないよう、情報を適切に管理するものとする。

第3章 監査等の実施に関する基準

(監査計画)

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、第1項の監査計画の策定に当たり把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、同項の監査計画を変更するものとする。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等（内部統制に関する評価報告書審査を除く。以下この条、次条第2項並びに第19条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第12条 前条の規定によりリスクの内容及び程度を検討するに当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第13条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(事前通知)

第14条 監査を行うに当たっては、原則として監査の対象となる機関に対し、監査の種別、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 監査等の報告に関する基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第18条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告について、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項について勧告することができ

る。

- 3 監査委員は、現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制に関する評価報告書審査を終了したときは、その意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第19条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、重要な点においてそれぞれ当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 現金出納検査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり検査した限りにおいて、知事、会計管理者及び公営企業管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (8) 内部統制に関する評価報告書審査 知事が作成した内部統制に関する評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制に関する評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制に関する評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第20条 監査等のうち、次に掲げる事項について、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制に関する評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

第5章 雑則

第23条 この基準に定めるもののほか、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の実施に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員告示第2号

沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員公印規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員公印規程（昭和47年沖縄県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「箇數」を「個數」に改める。

第3条中「かぎ」を「鍵」に、「公印保管者」を「公印の保管者（以下「保管者」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（公印管理主任及び公印取扱主任）

第4条 保管者は、公印管理主任（以下「管理主任」という。）及び公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置かなければならない。

2 管理主任は、庶務を担当する主幹を充てる。

3 取扱主任は、庶務を担当する職員を充てる。

4 管理主任及び取扱主任は、保管者の指揮監督を受け、公印に関する事務に従事するものとする。

第5条第1項中「押印する文書に原議その他の証拠書類を添えて公印保管者又は公印取扱主任」を「押印しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて管理主任又は取扱主任」に改め、同条第2項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第3項中「公印保管者又は公印取扱主任」を「管理主任又は取扱主任」に、「保存」を「、保存」に改め、同条第4項中「公印保管者又は公印取扱主任」を「管理主任又は取扱主任」

に、「第3項」を「前3項」に改め、同条第5項中「公印保管者又は公印取扱主任」を「管理主任又は取扱主任」に、「所定欄に押印」を「所定欄に認印」に改める。

第6条中「なつた」を「なつた」に、「区分により保存し、保存期間を経過したもの」を「各号に掲げる公印の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存し、保存期間を経過した公印」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員告示第3号

沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員処務規程（昭和60年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「監査及び検査の結果についての」を「監査委員が法令の規定に基づいて行う」に改め、同条第4号中「決算審査」を「財務に関する事務等に係る方針及び体制の評価報告書の審査、決算審査」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員告示第4号

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程（平成18年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第26号を第27号とし、第17号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 財務に関する事務等に係る方針及び体制の評価報告書審査に関すること。

第6条第1項中「事項を」を「事項について」に改め、同条第2項第9号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員訓令第1号

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)

第2条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
---	--------	------

事務補助	行政職給料表	1級
------	--------	----

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員訓令第2号

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程

沖縄県監査委員事務局非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第1号）の全部を改正する。

会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の任用、勤務時間その他の勤務条件については、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員訓令第3号

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第19条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年度」を「 年度」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に改める。

第4号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「平成 年4月1日から平成 年3月31日まで」を

「 年4月1日から 年3月31日まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事項

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当

に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第1号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第8項までの規定による住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(権衡職員の範囲)

第2条 改正条例附則第5項及び第6項（これらの規定を改正条例附則第7項又は第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第3条第5号及び第9条から第11条までにおいて同じ。）のこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、改正条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正条例第1条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「改正前給与条例」という。）第15条の規定を適用するとしたならば同条の規定により支給されることとなる住居手当の月額が別表の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる額を超える職員とする。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 職員以外の地方公務員
- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第2条第1項又は沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項に定める派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- (6) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）第51条に規定する外国勤務手当の支給を受ける職員

(適用除外職員)

第3条 改正条例附則第5項及び第6項の規定による住居手当を支給される職員から除かれる人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 大学の学長
- (2) 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項第1号の規定に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員（改正条例附則第6項の規定による住居手当を支給される職員を除く。）
 - イ 改正前給与条例第15条の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員
- (3) 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項第2号の規定に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 給与条例第15条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第1号に該当することとなる職員（改正条例附則第6項の規定による住居手当を支給される職員を除く。）
 - イ 改正前給与条例第15条の規定を適用するとしたならば同条第1項第2号に該当しないこととなる職員
- (4) 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなるもの（改正条例附則第6項の規定による住居手当を支給される職員にあつては、同条第1項各号の全てに該当しないこ

ととなるもの)

(5) 改正条例附則第5項及び第6項に規定する旧手当額が別表の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる額以下となる職員

(6) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会の定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第4条 改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める額(改正条例附則第6項の旧手当額を含む。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第5項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合 人事委員会が別に定める額

ア 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項各号のいずれにも該当していた場合

イ 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項1号の規定に該当していた場合(改正条例附則第6項の規定により住居手当を支給される場合に限る。)であつて、給与条例第15条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる場合

ウ 施行日の前日において改正前給与条例第15条第1項第2号の規定に該当していた場合(改正条例附則第6項の規定により住居手当を支給される場合に限る。)であつて、給与条例第15条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第1号に該当することとなる場合

(通勤困難の基準)

第5条 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(やむを得ない事情)

第6条 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 災害その他の特別な事情

(2) 住宅の建築工事の工期の遅延その他の職員の責めに帰することができない事情

(3) 前2号に掲げるもののほか、住宅の確保が著しく困難であると任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認める事情

(施行日における確認及び決定)

第7条 任命権者は、施行日の前日に改正前給与条例第15条の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を住居手当に関する規則(昭和49年沖繩県人事委員会規則第41号)第7条第2項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第5項又は第6項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定したときは、その決定に係る事項を人事委員会が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(令和3年4月1日又は令和4年4月1日における確認及び改定)

第8条 前条の規定は、令和3年4月1日又は令和4年4月1日において改正条例附則第7項又は第8項の規定による住居手当を支給される職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「決定」とあるのは、「改定」と読み替えるものとする。

(支給の始期及び終期)

第9条 改正条例附則第5項及び第6項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月又は職員がこれらの規定の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)のいずれか遅い月から開始し、職員がこれらの規定に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和5年3月のいずれか早い月を

もって終わる。

(人事交流職員等に対する住居手当に関する規則等の準用)

第10条 住居手当に関する規則第6条から第8条までの規定は、人事交流職員等（第2条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で改正条例附則第5項若しくは第6項の職員たる要件を具備するに至ったもの又は改正条例附則第6項の住宅を借り受けることが困難であった職員で同項の職員たる要件を具備するに至ったものをいう。以下同じ。）に対する住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第6条第1項中「新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第6号）第2条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第1号）附則第5項若しくは第6項（これらの規定を同条例附則第7項又は第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の職員たる要件を具備するに至ったもの又は同条例附則第6項の住宅を借り受けることが困難であった職員で同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、当該要件を具備していること」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第7条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「決定」と、同条第2項中「決定し、又は改定」とあるのは「決定」と、「決定又は改定」とあるのは「決定」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は、人事交流職員等について準用する。

(住居手当に関する規則の準用)

第11条 住居手当に関する規則第6条から第10条まで（第9条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第5項及び第6項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第6条第1項中「新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第1号）附則第5項又は第6項（これらの規定を同条例附則第7項又は第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第7条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第6号）第7条若しくは第8条又は前項」と、同規則第9条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

施行日から令和3年3月31日まで	500円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	1,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1,500円

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第7号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表4級の項及び5級の項中「副所長」の次に「(8級の項に掲げる副所長を除く。)」を加え、同表6級の項及び7級の項中「企業誘致対策監 観光施設推進監」を「企業誘致対策監」に、「港湾開発監」を「港湾開発監 出納管理監」に、「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」を「世界自然遺産推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に、「8級の欄」を「8級の項」に、「学力向上推進室長 全国高校総体推進室長」を「学力向上推進室長」に改め、同表8級の項中「事務局長」を「事務局長 副所長(東京事務所の副所長に限る。)」に改め、別表第1の公安職給料表級別職務区分表8級の項中「9級の欄」を「9級の項」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「八重山事務所の所長」を「八重山事務所の所長 東京事務所の副所長」に改め、同表3種の項中「下地島空港管理事務所の所長 都市モノレール建設事務所の所長」を「下地島空港管理事務所の所長」に改め、同表4種の項中「企業誘致対策監 観光施設推進監」を「企業誘致対策監」に、「港湾開発監」を「港湾開発監 出納管理監」に、「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」を「世界自然遺産推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に改め、別表第3項の表4種の項中「学力向上推進室長 全国高校総体推進室長」を「学力向上推進室長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「企業誘致対策監 観光施設推進監」を「企業誘致対策監」に、「港湾開発監」を「港湾開発監 出納管理監」に、「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」を「世界自然遺産推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に、「企業誘致対策監 副参事」を「副所長 課長 企業誘致対策監 副参事」に、

「

森林資源研究センター	所長 企画管理班の班長
------------	-------------

」を

「

森林資源研究センター	所長 副所長
------------	--------

」に、

「

副館長

」を「

館長 副館長

」に、

「

下地島空港管理事務所	所長 副所長
都市モノレール建設事務所	所長 建設1班の班長

」を

「

下地島空港管理事務所	所長 副所長
------------	--------

」に改め、

同表教育庁の項中「学校向上推進室長 全国高校総体推進室長」を「学校向上推進室長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第8号

給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1保健医療総務課の項中「保健医療総務課」を「医療政策課」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 特殊勤務手当に関する規則(平成19年沖縄県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 企画部県土・跡地利用対策課

第5条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とする。

第16条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第22条中「保健医療部保健医療総務課」を「保健医療部医療政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「病院事業医療職給料表(1)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」に改め、同表第3項中「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」に改め、同表第4項中「病院事業医療職給料表(3)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」に改め、同表第5項中「及び病院事業行政職給料表」を「、病院事業広域異動職員行政職給料表及び病院事業地域異動職員行政職給料表」に改める。

別表第2第2項中「病院事業医療職給料表(1)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」に改め、同表第3項中「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」に改め、同表第4項中「病院事業医療職給料表(3)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」に改め、同表第5項中「及び病院事業行政職給料表」を「、病院事業広域異動職員行政職給料表及び病院事業地域異動職員行政職給料表」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第10号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

渡名喜村 渡名喜村	渡名喜小学校 渡名喜中学校	4
宮古島市下地字来間	来間小学校	5

を

渡名喜村
渡名喜村

渡名喜小学校
渡名喜中学校

4

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第11号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（令和3年4月1日における届出の特例）

- 令和3年3月31日において沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第1号。以下「改正条例」という。）附則第5項又は第6項の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第15条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第6条第1項又は第3項の規定により行われた届出（沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項から第8項までの規定による住居手当に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第6号）第10条において準用する第6条第1項若しくは第3項又は同規則第11条において準用する第6条第1項若しくは第3項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係るこれらの規定により行われた届出とみなす。

（令和4年4月1日又は令和5年4月1日における届出の特例）

- 前項の規定は、令和4年3月31日又は令和5年3月31日において改正条例附則第7項又は第8項の規定による住居手当を支給されている職員について準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第12号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

都道府県	支給地域	級地

東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
愛知県	名古屋市	3級地
福岡県	福岡市	5級地

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第13号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20号様式中

証 人	(ふりがな) 氏 名		を
	住 所	(電話)	
	職 業	(電話)	

証 人	(ふりがな) 氏 名		に改める。
	生 年 月 日		
	住 所	(電話)	
	職 業	(電話)	

第21号様式中

記号番号	証拠資料の表示	証拠資料の作成者	証明すべき事項及び証拠資料との関係	を

号証番号	証拠資料の表示	証拠資料の作成者	証拠資料の作成年月日	証明すべき事項及び証拠資料との関係	に改め、同

様式注2中「記号番号」を「号証番号」に改める。

第26号様式中

当 事 者	(ふりがな) 氏 名		を
	住 所	(電話)	
	職 業	(電話)	

当 事 者	(ふりがな) 氏 名		に改める。
	生 年 月 日		
	住 所	(電話)	
	職 業	(電話)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）及び第4項（見出しを含む。）中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第1号

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則第2条第3項の任命権者が定めるもの）

第2条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第2号

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程

沖縄県人事委員会非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成24年沖縄県人事委員会訓令第1号）の全部を改正する。

会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の任用、勤務時間その他の勤務条件については、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---